## 現在適用除外とされている小規模事業者も対象になります!

(保有する個人情報が5,000人以下の企業)

改正された個人情報保護法が 2017 年5月30日に全面施行されます。これに伴い、保有する個人情報が 5,000 人分以下の事業者を適用除外としていた規定が撤廃され、個人情報を取り扱うすべての事業者が同法 の対象となってきます。また法人に限定されず、営利・非営利も問わないため、個人事業主や NPO、自治会等 の非営利組織であっても個人情報取り扱い事業者となり、同法の義務を負うことになります。そこで本講座では、 改正の概要から個人情報取り扱いに関し注意すべきポイント等をわかりやすく解説していきます。是非御参加く ださい。

- ・「個人情報」とは何か 、「個人情報取扱事業者」とは誰か
- ・個人情報取扱いの際の守るべきルール
- ①個人情報を取得する時のルール (利用の目的、適正な取得方法とは、通知・公表等の仕方は、等)
- ②個人情報を利用する時のルール (利用目的の範囲内はどこまでか、利用目的外で使用したい場合、等)
- ③個人情報を保管する時のルール (情報漏洩や滅失・毀損等を防止する安全管理措置、等)
- ④個人情報を他人に渡す時のルール (第三者提供にあたるのは、本人の同意無しで提供できるのは、等)
- ⑤本人から個人情報の開示請求された時のルール (情報開示請求に応じる義務は、等)
- ・規程にまとめ、周知徹底を図ろう

平成 29 年 5 月 1 9 日 (金) 日

13:30~15:30

太白区中央市民センター 場 3階大会議室

受講料

(仙台市太白区長町 5-3-2)

非会員 1,000 円 会員 無料

講師紹介

新木 啓弘 氏(しんき・よしひろ)

(株)インフォクリエマネジメント 代表取締役

- •中小企業診断士
- 情報セキュリティアドミニストレーター
- ・ITコーディネーター

主催



下記申込書に記入の上、FAX で5月15日 (月)までにお申込ください。(定員50名)

▲公益社団法人 仙台南法人会 仙台市太白区大野田-1-48-202

TEL:246-3614/FAX:246-4520

5/19(金) 「個人情報保護法の改正と取扱い5つの基本ルール」 セミナー申込書 申込日(H29. (公社)仙台南注 k 会 行 ユ F A X: 246-4520

| (ATT) III III III III III III III III III |  |      |       |   |   |   |  |
|-------------------------------------------|--|------|-------|---|---|---|--|
| 事業所名                                      |  |      | T E L | ( | ) | _ |  |
| 住 所                                       |  |      | F A X | ( | ) | _ |  |
| 参加者名                                      |  | 参加者名 | \$    |   |   |   |  |